

議案第4号

二宮町教育支援委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部改正により教育委員会の組織改編を行うに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町教育支援委員会条例の一部を改正する条例

二宮町教育支援委員会条例（平成31年二宮町条例第6号）の一部を次のように改正する。
第9条中「教育総務課」を「教育指導課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第4号) 二宮町教育支援委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育指導課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育総務課</u>において処理する。</p>